

B 詳細情報 触・布達類年表(滋賀県)

No.	遊所名	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No	備考
1		明治5年9月	18720999	第224号		不許可営業の遊女、飯盛女など来月15日までに申し出ること。	明治五年滋賀県治撮要三		
2		明治5年10月29日	18721029	第277号	人身売買処置方	鑑札を受けての自由営業認め、納税義務を課す。	明治五年本県無記号達編冊四		
3		明治5年11月21日	18721121	第369号		解放が等閑になっているのは問題で、再稼したければ一旦解放の上願出ること。	明治五年本県無記号達編冊五		
4	基七・四ノ宮・真町	明治6年3月19日	18730319	第297号		京都博覧会開場中、外国人に売淫禁止	明治六年滋賀県治撮要三		
5		明治7年2月22日	18740222	第153号	席貸茶屋賦金并二免許鑑札料収納規則 遊女芸妓舞子男芸者賦金并二免許鑑札料収納規則	免許地指定。芸娼妓営業地は免許席貸茶屋に限る(料理店などへ客に誘引されるときは席貸茶屋から行くこと)。納税法定める。	明治七年本県無記号達編冊式		
6	基七・四宮・真町・池田町元・二丁目・玉屋町・八日市・袋町・南片町	明治7年3月8日	18740308	第181号		外国人への売淫禁止	明治七年本県無期号達編冊式		
7		明治9年2月5日	18760205	第59号	売淫懲罰例	指令に寄るものは指令者を処罰、など。	明治九年本県甲号達		

8		明治9年2月10日	18760210	乙14号	席貸茶屋賦銭並免許鑑札料取締規則 遊女芸妓舞子賦銭並免許鑑札料取締規則	遊客名簿作成。鑑札の種類は芸妓・娼妓・舞子・芸娼兼業。	明治九年本県乙号達天		
9		明治9年5月24日	18760524	丙42号		芸妓舞子の売淫行為に対し嚴重処分の注意	明治九年本県丙号達天		
10		明治11年1月31日	18780131	丙14号		15～30歳の者、芸妓專業禁止	明治十一年丙号達書編冊天		
11		明治11年3月19日	18780319	戊257号	娼妓梅毒検査手続	(県令 医院)検査法定め、有毒者は直に入院させる。	明治十一年戊号達編纂		
12		明治11年4月23日	18780423	甲30号	貸座敷營業規則改正 芸妓舞子營業規則改正	客の衣服等差押え・稼料を抵当としての金銭貸与禁止。芸娼妓が違反した場合は警察に届け出て自儘に苛酷な取扱をしない。舞子は13歳未満。妻妾・華士族の婦女・保証人ないものは芸妓舞子許可せず。芸娼妓の居住・營業地は貸座敷免許地に限る(貸座敷の周旋で免許地外へ出るのは可だが、娼妓・芸娼兼業が他所で売淫すること禁止)。	明治十一年本県甲号達全		
13		明治11年6月27日	18780627	丙140号		(県令 区長・戸長)養女としてもらった女を芸娼妓とすること禁止。	明治十一年丙号達書編冊天		
14		明治14年5月28日	18810528	甲78号	貸座敷營業規則(M11、30号改正) 娼妓營業規則 芸妓舞子營業規則、全面改正	免許地ごとに組合を立て、取締人を公選。貸座敷芸娼妓の名簿作成。免許は免許地取締人・戸長の奥印を受け郡役所へ(願届済むときは警察へ)。娼妓の居住・營業は免許貸座敷に限る。娼妓營業不可に貸座敷營業人の養女を加える(免許済なら可)。芸妓舞子の居住は貸座敷免許地内に限る。	明治十四年本県甲号達天		

15		明治14年	18819999	甲134号		妻妾でも芸妓舞子可			
16		明治16年6月6日	18830606	甲62号	娼妓梅毒検査規則 (M11、丙35廃止)	週1回、駆梅院医員が娼妓の営業地で検査。取締人は事務に従事。入院の際の食費などは駆梅院支給だが、免許地検査場での諸費用は貸座敷営業者支弁。	明治十六年甲号布達草案編冊		
17		明治18年6月1日	18850601	甲67号	貸座敷及娼妓営業取締規則 (M14、甲78改正)	検梅日には検査所へ。貸座敷営業者は組合を立て所轄警察署を經由し県庁へ届出、規約を設け認可。	明治十八年本県甲号達天		
18		明治18年6月1日	18850601	甲68号	芸妓舞子営業取締規則 (M14、214号改正)	新規則実施後は芸娼妓兼業不可。	明治十八年本県甲号達天		
19		明治22年11月5日	18891105	県令135号	貸座敷及娼妓営業取締規則 (M18、甲67号改正)	免許地から四宮削除。本人父兄の承諾のない婦女を勧誘しない。娼妓は正業に就かせるように。娼妓は満16歳以上で身体検査を受けること。	滋賀県公報320号M22.11.6		
20		明治33年5月29日	19000529	県令39号	明治22年135号改正	娼妓18歳以上	滋賀県公報号外M33.5.29		
21		明治33年6月26日	19000626	訓令139号		(知事 警察署長・警部) 廃娼論者に不法行為を加える貸座敷業者悪徒等取締方。	明治三十三年本県訓令原議編冊		

22		明治33年10月11日	19001011	県令70号	娼妓取締規則施行細則	18歳未満は娼妓不可（M33年5月改正）。名簿登録義務。指定地域外への外出は警察の許可要。	滋賀県公報号外M33.10.11		
23		明治33年10月11日	19001011	県令71号	娼妓健康診断規則	県立駆梅院の医員が貸座敷所在地の健康診断所で行う。旅費支給。食費などは同院の支給だが貸座敷所在地の健康診断所の費用は営業者の負担。	滋賀県公報号外M33.10.11		
24		明治33年10月11日	19001011	県訓令196号	娼妓稼業取扱規程	（知事 警察署・警察分署）口頭で名簿削除可。登録削除などのときは役所へ通知	明治三十三年本県訓令原議編冊		
25		明治36年7月25日	19030725	県令33号	芸妓娼妓舞子紹介営業取締規則		滋賀県公報第339 M33.7.25		
26		明治37年9月30日	19040930	訓令144号	貸座敷取締規則施行心得	（知事 警察（分）署）夫妻・二親等以内は営業継承可。組合規約の認可を申請したときは謄本を添え警察部長の指揮を受ける。取締人を認可したら警察部長へ報告。	明治三十七年県訓令乙訓令県論示原議編冊		
27		明治37年9月30日	19040930	訓令145号	芸妓取締規則取扱心得	（知事 警察（分）署）芸妓組合の取締人は25歳以上、承諾あれば有夫可。舞子免許所持の者は芸妓の許可証と書換えること。	明治三十七年県訓令乙訓令県論示原議編冊		
28		明治37年9月30日	19040930	訓令146号	娼妓稼業取扱規程（M33、訓令196）改正 娼妓取締規則施行細則取扱心得	（知事 警察（分）署）有夫不可。名簿に娼妓となる理由、債務金高及周旋料なども記載。娼妓組合の取締人は25歳以上。	明治三十七年県訓令乙訓令県論示原議編冊		

29		大正7年7月	19180799		芸妓取締規則改正	12歳未満禁止。			
30		大正15年10月30日	19261030	県令91号	貸座敷営業取締規則(全面改正)	建築物の構造は警察の検査要。宿屋・料理屋などは貸座敷営業不許可。娼妓に対し苛酷な取扱をしない。学生・18歳未満を遊興させない。遊客名簿は写を毎朝取締人を経て警察に届出。組合は芸娼妓と合同も可。娼妓教養・慰安に関する事項も規約に設けるように。	滋賀県公報号外 T15.10.30		
31		大正15年10月30日	19261030	県令92号	娼妓取締規則施行細則改正	稼業年限が満了したときは名簿登録は無効。免許地内、指定場所なら外出許可不要。免許地域内でも宿屋・料理屋・貸席など出入りに警察署の許可要。	滋賀県公報号外 T15.10.30		
32		昭和5年3月19日	19300319	県令16号	芸妓及芸妓置屋営業規則	芸妓 = 「客席二侍シ歌舞音曲ヲ為スヲ業トスル婦女」、芸妓置屋 = 「芸妓ヲ寄寓セシメ其ノ業ヲ為サシムルヲ業トスル者」。芸妓は13歳未満不可。学生、生徒、20歳未満を遊興させない。免許地ごとに組合を設けるときは所轄警察署の認可。	滋賀県公報第 327号 S5.3.19		
33		昭和5年6月4日	19300604	県令45号	娼妓健康診断規則改正	健康診断証書の再渡・書換は、貸座敷組合取締人を経由。知事の命令なければ退院不可。・県立松本病院入院旅費は給与、入院中の食費などは県立松本病院支弁。貸座敷所在地の健康診断に要する費用は貸座敷営業者負担。	滋賀県公報第 349号 S5.6.4		
34		昭和8年9月30日	19330930	県令39号	芸妓及芸妓置屋営業規則改正	14歳未満不可。	滋賀県公報第 689号 S8.9.30		
35		昭和15年3月27日	19400327	県令14号	貸座敷営業規則(16条19号)改正	遊客を午後12時以後登楼させない。	滋賀県公報第 1344号 S15.3.27		

36		昭和15年3月27日	19400327	県令15号	芸妓及芸妓置屋 営業規則(21 条16号)改正	午後11時以後営業禁止。	滋賀県公報第 1344号 S15.3.27		
37		昭和21年2月1日	19460201	県令10号	貸席、芸妓置 屋、料理屋、飲 食店、カ フェー、喫茶店 営業取締規則改 正	貸席 = 「酌婦ヲ寄寓セシメ其ノ業務ヲ 為サシムル」。料理屋、貸席以外は芸 妓の招聘不可。貸席以外は客の宿泊不 可、貸席は18歳未満の遊興不可。貸座 敷営業取締規則廃止(貸座敷免許を受 けた者は貸席に)。施行前に許可を受 けた貸席は料理屋に。貸席、芸妓置屋 は指定地域毎に組合を設け所轄警察署 長の認可(加入義務)、酌婦、芸妓と 合同も可。	滋賀県公報号外 S21.2.1		
38		昭和21年2月1日	19460201	県令11号	芸妓、酌婦、給 仕婦取締規則	芸妓 = 「客席二侍シ歌舞音曲ヲ為スヲ 業トスル者」、酌婦 = 「貸席ノ客席二 侍シ客ノ接待ヲ為スヲ業トスル者」、 給仕婦 = 「料理屋、カフェーノ客室又 ハ客席二侍シ飲食物ノ斡旋ヲ為スヲ業 トスル者」。酌婦は18歳以上、芸妓は 14歳以上、給仕婦は14歳以上。	滋賀県公報号外 S21.2.1		